



平成27年 5月18日

各位

会社名 株式会社 芝浦電子
代表者名 代表取締役社長 橋倉 宏行
(コード番号 6957)
問い合わせ先 取締役事務部長 細井 和郎
電話番号 048(615)4010

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月29日に開催予定の第57回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法の定める範囲で取締役会の決議によって免除できる規定を新設するとともに、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、定款の定めにより業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、第28条(取締役の責任免除)を新設および第35条(社外監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条文の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (新設)	第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役の責任免除)</u> 第28条 1. <u>当社は、会社法第426条第1項の</u> <u>規定により、任務を怠ったことによ</u> <u>る取締役(取締役であった者を含</u>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条（条文省略） （<u>社外監査役の責任免除</u>）</p> <p>第35条 （新設）</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 計算 第36条～第39条（条文省略）</p>	<p><u>む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第35条（現行どおり） （<u>監査役の責任免除</u>）</p> <p>第36条</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計算 第37条～第40条（現行どおり）</p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月29日
(2) 定款変更の効力発生日 平成27年6月29日

以 上